

第73回 定時株主総会 招集ご通知

▶ 開催日時

平成30年6月27日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

▶ 開催場所

茨城県水戸市南町二丁目6番10号
当社水戸支店 7階会議室

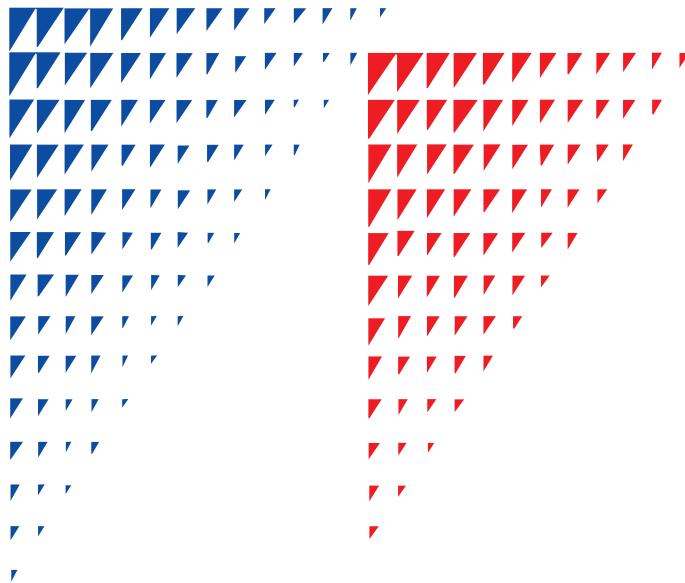
郵送およびインターネットによる議決権行使期限

平成30年6月26日（火曜日）午後5時まで

CONTENTS

■ 第73回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役4名選任の件	6
第3号議案 監査役2名選任の件	11
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	13
(添付書類)	
■ 事業報告	14
■ 計算書類	35
■ 監査報告書	37
株主総会会場ご案内図	

証券コード：8622



MITO
水戸証券株式会社

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号

水戸証券株式会社代表取締役会長 **小林一彦**

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができませんので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、折返しご返送くださるか、または議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) より、**平成30年6月26日(火曜日)午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時** 平成30年6月27日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
- 場 所** 茨城県水戸市南町二丁目6番10号 当社水戸支店7階会議室
- 目的事項** **報告事項** 第73期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
決議事項 **第1号議案 剰余金の処分の件**
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 議決権の行使についてのご案内** 次頁【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告および計算書類記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正の内容を当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
なお、監査役および会計監査人が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」となります。

当社ホームページ <http://www.mito.co.jp/>

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会開催日時

平成30年6月27日（水曜日）午前10時開催

（受付は9時に開始いたします）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送（書面）による議決権行使

行使期限

平成30年6月26日（火曜日）午後5時到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、行使期限までに到着するようご返送ください。

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案・第4号議案】

賛成の場合 ⇒ [賛] の欄に○印

否認する場合 ⇒ [否] の欄に○印

【第2号議案・第3号議案】

全員賛成の場合 ⇒ [賛] の欄に○印

全員否認する場合 ⇒ [否] の欄に○印

一部の候補者を

否認する場合 ⇒ [賛] の欄に○印をし、
否認する候補者の番号を記入

※インターネット等による議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

インターネットによる議決権行使

行使期限

平成30年6月26日（火曜日）午後5時まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> をご利用いただくことによるのみ可能です。この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。詳しくは、3～4頁をご覧ください。

議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆さま）

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

インターネットによる議決権行使

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

STEP 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

- 検索サイトにて **議決権行使 みずほ 検索** を検索。
または、
議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
からアクセス。
- 右記QRコードからのアクセスも可能です。



議決権行使 みずほ

ウェブ検索結果

議決権行使ウェブサイト
www.it-soukai.com/ - キャッシュ
株主名簿管理人 **みずほ** 信託銀行株式会社が運営する、各ご委託会社共通の**議決権行使専用**ウェブサイトです。

みずほ信託銀行:受託資産運用における**議決権行使ガイドライン**
www.mizuho-tb.co.jp > ホーム > 法人のお客さま > 資産運用業務 - キャッシュ
みずほ 信託銀行は多様化・複雑化するお客さまのニーズに高度な信託機能とサービスでお応えして

STEP 2 “インターネットによる議決権行使について”を確認

“インターネットによる議決権行使について”をご確認いただき、「**次へすすむ**」をクリック。

*** 議決権行使ウェブサイト ***

●本サイトのご利用にあたっては**こちら**をお読みいただき、ご了承いただける場合は、【次へすすむ】ボタンよりご利用ください。

【招集ご通知電子配信メニュー】
●招集ご通知電子配信のお申し込みは**こちら**
●メールアドレスの確認は**こちら**
●ご登録メールアドレスの変更または中止は**こちら**

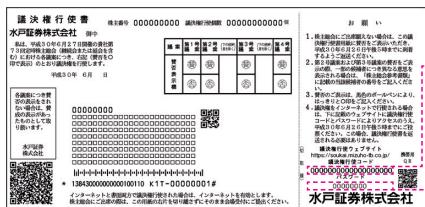
⚠️ ご注意

- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- パスワード（株主さまが変更されたものを含まず）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。
- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

STEP 3 ログインする

お手元の議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。

※「議決権行使コード」および「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の右下に記載されております。



議決権行使コード

パスワード

◆◆ ログイン ◆◆

- 議決権行使コードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書紙右側に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領された場合、当該電子メール末尾に記載しております)

議決権行使コード:

◆◆ パスワード変更 ◆◆

- パスワードを変更してください。
- 議決権行使書紙右側に記載のパスワードと新しいパスワード(2回)を入力し、【登録】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードをご利用される場合、右のリンクをクリックしてください。

議決権行使書紙右側に記載のパスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

ご使用になる新しいパスワード:

(確認のためもう1度):

※8文字の半角英数字のみ入力可能です。
※セキュリティの関係上、電話や書面でご通知することは一切いたしませんので、新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

STEP 4 パスワードを変更する

ログインいただくと、パスワード変更画面に遷移いたします。初期パスワードを入力した上で、株主さま自身でご使用になるパスワードに変更してください。

以降は画面の案内にしたがって各議案の賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

▶ 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社の株主政策は、株主の皆さまにBESTを尽くすという経営理念に基づき、原則として1株当りの年間配当額については、安定的かつ継続的な配当を勘案しつつ、配当性向30%以上となるよう業績に応じて配当を行っていくことを基本方針としております。

この方針に基づいて検討した結果、当期の期末配当金につきましては、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金5円を含め、1株につき20円となります。

1. 配当財産の種類 金銭

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき **金15円**

総額 **1,051,823,835円**

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成**30**年**6**月**28**日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 小林一彦、小橋三男、増田克夫、鈴木忠宏の4氏の任期が満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	在任 年数	取締役会への 出席状況
1	こ ばやし かず ひこ 小 林 一 彦 再任	代表取締役会長	37年	18回/18回
2	こ ばやし かつ のり 小 林 克 徳 新任	—	—	—
3	まし だ かつ お 増 田 克 夫 再任	常務取締役	4年	18回/18回
4	すず き ただ ひろ 鈴 木 忠 宏 再任 社外 独立	取締役	4年	18回/18回

1

小林 一彦

再任



取締役会出席状況
18回/18回

▶生年月日 昭和19年1月4日生

▶所有する当社株式の数 788,040株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

昭和48年6月 当社入社

昭和55年12月 取締役

昭和56年12月 常務取締役

昭和58年12月 代表取締役社長

平成25年6月 代表取締役会長監査部管掌

平成26年10月 代表取締役会長

現在に至る

▶重要な兼職の状況

東京証券業健康保険組合 理事長

[取締役候補者とした理由]

長年に亘り当社の代表取締役として経営の舵取りを担ってきた実績と、豊富な経験および知見を有しており、今後更なる変化が予想される証券業界において、当社が掲げる経営ビジョンを実現するためには、同氏の強力なリーダーシップが欠かせないことから、引続き取締役候補者といたしました。

2 こ 小 ばやし 林 かつ 克 のり 徳 新任



▶ **生年月日** 昭和51年7月12日生

▶ **所有する当社株式の数** 168,500株

▶ **略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当**

平成17年4月 当社入社

平成27年10月 経営企画部長

平成29年4月 執行役員ウェルスマネジメント部、営業企画部、カスタマーセンター担当

平成30年4月 執行役員ウェルスマネジメント部担当
現在に至る

[取締役候補者とした理由]

本社の主要部門（財務部・リスク管理部・営業企画部・監査部・経営企画部等）において幅広い経験と実績を積み上げ、経営企画部では『経営ビジョン』『第四次中期経営計画』策定の中心メンバーとして重責を果たしたほか、営業企画部では各種分析に基づいた戦略立案により的確かつ効率的な営業支援を行ってきました。当社社員の平均年齢が若返る中、創業100周年に向け若い世代による新たな発想・行動力はますます重要度を増すと考え、取締役候補者といたしました。

3

まし だ かつ お
増田 克夫

再任



取締役会出席状況
 18回/18回

▶生年月日 昭和33年11月17日生

▶所有する当社株式の数 38,550株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

昭和56年 4月 当社入社
 平成14年 6月 取手支店長
 平成17年 6月 石岡支店長
 平成19年 3月 営業本部付部長
 平成20年 4月 執行役員営業第二ブロック長
 平成21年 4月 執行役員水戸支店長
 平成22年 3月 執行役員営業企画室長兼同業業務室長
 平成22年 4月 常務執行役員営業企画部長兼コンサルティング部担当
 平成25年 4月 常務執行役員総務部担当
 平成25年 6月 常務執行役員人事部、総務部担当
 平成26年 4月 常務執行役員営業第一ブロック・第二ブロック・第三ブロッ
 ク担当
 平成26年 6月 取締役
 投資情報部、営業第一ブロック・第二ブロック・第三ブロッ
 ク、ウェルスマネジメント部、営業企画部、カスタマーセン
 ター、引受部、法人営業部管掌
 平成28年 4月 取締役
 人事部、人材育成部、総務部、システム統括部、事務企画部、
 集中事務部管掌
 平成29年 4月 常務取締役
 人事部、人材育成部、総務部、システム統括部、事務企画部、
 集中事務部管掌
 現在に至る

[取締役候補者とした理由]

営業部門、営業企画、人事部門等、幅広く業務を担当しておりその長年の経験、知識を基にした多面的な視点と経営全般に亘る詳細な実務経験を活かし、当社の経営に貢献してきました。今後、当社の成長戦略を推進していくうえで、貴重な人材であることから、引き続き取締役候補者いたしました。



取締役会出席状況
18回/18回

▶生年月日 昭和18年7月25日生

▶所有する当社株式の数 19,700株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

昭和37年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社

平成3年6月 同社取締役

平成7年9月 同社常務取締役

平成12年6月 今川三澤屋証券株式会社（現リテラ・クリア証券株式会社）
代表取締役社長

平成24年6月 リテラ・クリア証券株式会社相談役

平成25年6月 同相談役退任

平成26年6月 当社社外取締役

現在に至る

[社外取締役候補者とした理由]

証券業界において長期に亘り経営者を歴任し、豊富な経験と知見を有していることから、当社の経営陣にとって大きな力となっています。また、同氏は、当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針で定める「社外役員の独立性判断基準」の要件も満たしていることから、引続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木忠宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木忠宏氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、引続き同氏を独立役員とする予定です。また、同氏が当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていると判断しております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、鈴木忠宏氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、金700万円または法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を上限とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 鈴木忠宏氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 猪狩久夫、沖村哲志の2氏の任期が満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1 ^{おき} ^{むら} ^{てつ} ^し 沖 村 哲 志 再 任



取締役会出席状況
18回/18回

▶ **生年月日** 昭和32年2月23日生

▶ **所有する当社株式の数** 21,600株

▶ **略歴、重要な兼職の状況、当社における地位**

昭和54年4月 ナショナル証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社

平成11年5月 当社入社

平成17年6月 執行役員総合企画室長兼リスク管理統括室長兼秘書室担当

平成22年3月 執行役員コンプライアンス本部長兼コンプライアンス統括室長兼リスク管理部、引受審査室担当

平成25年4月 常務執行役員リスク管理部、財務部担当

平成26年4月 常務執行役員リスク管理部担当

平成26年6月 監査役就任
現在に至る

[監査役候補者とした理由]

経営企画、リスク管理、コンプライアンス、経理・財務部門での幅広い業務経験を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しているのはもちろんのこと、監査役として問題指摘だけでなく、問題解決に向けたコンサルティング力を持っていることから、引続き監査役候補者といたしました。

2 ^い井 ^{ぐち}口 ^{ひで}英 ^き樹 新任



▶**生年月日** 昭和36年4月17日生

▶**所有する当社株式の数** 28,000株

▶**略歴、重要な兼職の状況、当社における地位**

昭和60年4月 太平洋証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券）入社
 平成13年3月 当社入社
 平成20年4月 執行役員コンプライアンス本部長兼リスク管理統括室長兼コンプライアンス統括室長兼引受審査室担当
 平成21年2月 執行役員コンプライアンス本部長兼コンプライアンス統括室長兼リスク管理部、引受審査室担当
 平成21年10月 執行役員コンプライアンス本部長兼コンプライアンス統括室長兼引受審査室担当
 平成22年3月 執行役員総合企画室、総務部、財務部担当
 平成22年4月 執行役員経営企画部、総務部、財務部担当
 平成24年4月 執行役員経営企画部、財務部、リスク管理部担当
 平成25年4月 執行役員監査部長
 平成26年3月 執行役員監査部担当
 平成27年4月 常務執行役員コンプライアンス部、審査部担当兼業務指導部長
 平成28年4月 常務執行役員監査部、コンプライアンス部、業務指導部、審査部担当
 平成29年10月 常務執行役員監査部、コンプライアンス部、業務指導部、審査部担当兼業務指導部長
 平成30年4月 常務執行役員業務指導部担当
 現在に至る

【監査役候補者とした理由】

経営企画、コンプライアンス、監査、リスク管理といった幅広い業務を担い、当社のコーポレートガバナンス体制、および内部統制システムの整備に多大なる貢献をした実績と見識に鑑み、監査役候補者いたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

いち かわ
市 川

ゆたか
穰

補欠監査役



▶生年月日 昭和45年9月8日生

▶所有する当社株式の数 0株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

平成11年10月 司法試験合格
平成13年11月 弁護士登録（東京弁護士会）
平成15年6月 虎ノ門南法律事務所弁護士
平成27年6月 当社補欠監査役
現在に至る

▶重要な兼職の状況

虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

弁護士として法曹界における豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しており、監査役として役割を十分果たすことが期待できるため補欠監査役候補者といたしました。

(注) 1. 補欠の監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 市川穰氏は、補欠の社外監査役候補者であり、監査役 大野了一氏および尾林雅夫氏の補欠として選任をお願いするものであります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていると判断しております。

3. 社外監査役との責任限定契約について

市川穰氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を金500万円または法令が定める額とのいずれか高い額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

(添付書類)

▶ 事業報告 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、着実な成長軌道に乗りました。実質国内総生産（GDP）は2017年10-12月期まで8四半期連続で成長を果たし、特に4-6月期と7-9月期は年率換算で2%を超える好結果となりました。外需の伸長や円安による企業収益押し上げもあり、日本銀行は2017年4月に景気の基調判断を「緩やかな拡大に転じつつある」とし、約9年ぶりに「拡大」という表現を盛り込みました。世界経済においては米国が底堅い成長を維持していることを受けて、連邦準備制度理事会（FRB）は2017年3月、6月、12月、2018年3月と継続的に利上げを実施した他、10月から保有資産の縮小を開始し、量的緩和政策を終了させました。欧州や新興国においても景気の改善が見られる状況となり、国際通貨基金（IMF）は今後の世界経済成長見通しを2017年10月、2018年1月と連続して上方修正し、日本や米国、ユーロ圏の他、新興市場国（アジア・欧州）などが順調な成長を見せると予想しました。

当事業年度の国内株式市場は8月から9月上旬にかけてと2月以降調整したものの、概ね上昇基調で推移しました。期初は、トランプ大統領のドル高牽制発言に加え、米国のシリア攻撃や北朝鮮のミサイル発射実験など地政学リスクの影響により、8~9月は北朝鮮の水爆実験実施により、リスク回避の円高・株安の動きとなりました。しかし、10月に入ると日本企業の業績の伸張に対する評価や期待が高まり、日経平均株価は史上最長

となる16連騰（10月2日~24日）を記録しました。さらに、2018年1月23日には1991年11月15日以来となる、終値で24,000円台を回復するなど、上昇基調が鮮明となりました。その後、森友問題の再燃や年度末にかけての米中通商問題の激化などが嫌気され調整色が強まったものの、最終的に当事業年度末の日経平均株価は2017年3月末と比べ13.5%高い21,454円30銭で取引を終えました。

外国株式（米国株）については、米国株式市場が低金利下で緩やかな経済成長が続く適温相場のなか、NYダウ、NASDAQ共に史上最高値を更新するなど1月までは堅調に推移しました。この結果、当社においても日本株と米国株の売買が増大し委託と店頭取引を併せた株券売買金額は1兆2,258億円（前期比141.4%）となりました。

投資信託については、これまで好調だった毎月分配型やリートを組み入れた投資信託の販売が減少する一方、AI（人工知能）に関連した投資信託の売れ行きは好調でした。日本の中小型株式や、世界のAI関連企業へ投資する投資信託の販売に注力した結果、公社債投資信託、ファンドラップを除く投資信託の販売額は1,159億円（同132.3%）、手数料は30億30百万円（同134.4%）となり、期末の預り残高は2,280億円（同106.8%）となりました。

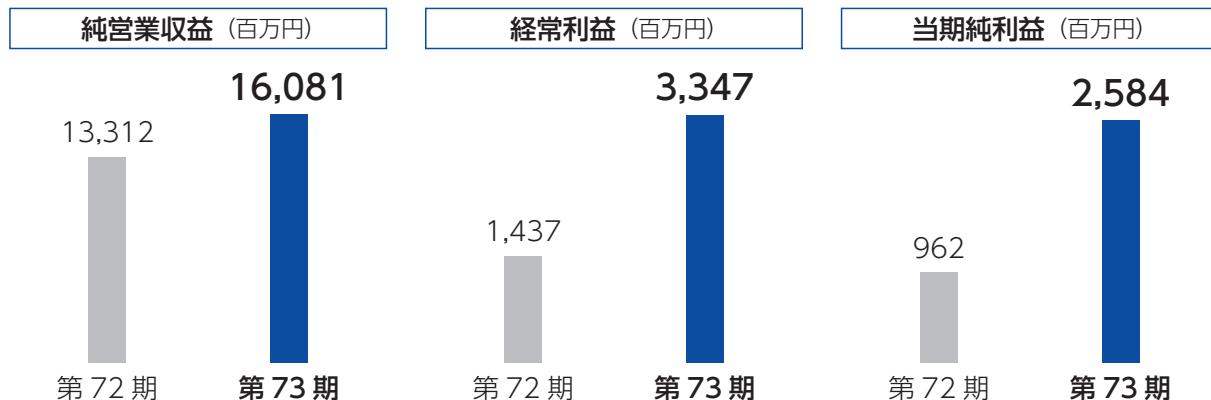
ファンドラップについては、日本国内におけるラップ口座の残高は着実に増加しており、2017年12月末時点で、過去最高の7兆8,859億円と

なりました。当社においても戦略商品と位置づけ販売に注力した結果、当事業年度末の「水戸ファンドラップ」の期末預り残高は過去最高の716億円（前期末比 127.9%）となりました。また、ファンドラップの報酬や投資信託の信託報酬は合計で29億20百万円（同 120.9%）となりました。

外国債券については、期初にインドネシア・ルピア建債券やロシア・ルーブル建債券等を販売した他、大手鉄鋼メーカーや金融機関を対象株式にした仕組債（EB債）の販売に取り組みました。しかし、7月以降は、為替や株式等の相場環境に鑑み、売り出しを見合わせました。その結果、債券・為替等のトレーディング損益は、11億7百万円（同 39.3%）となりました。

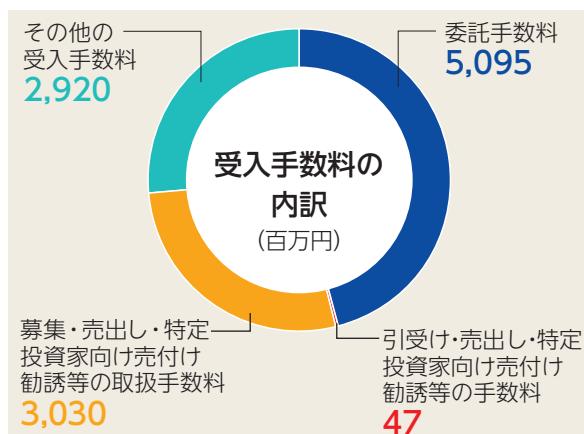
以上のことから、当事業年度の業績は、営業収益が161億52百万円（前期比 120.6%）と増加し、営業収益より金融費用71百万円（同 92.7%）

を控除した純営業収益は、160億81百万円（同 120.8%）と増加しました。また、販売費・一般管理費は131億25百万円（同 106.6%）となり、その結果、営業利益は29億55百万円（同 295.0%）、経常利益は33億47百万円（同 232.9%）となりました。特別利益が3億9百万円（前事業年度実績 66百万円）、特別損失が20百万円（同 85百万円）、税金費用が10億51百万円（前期比 230.5%）となったことから、当期純利益は25億84百万円（同 268.6%）となりました。



(1) 受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は、110億93百万円（前期比 122.9%）となりました。



イ 委託手数料

「委託手数料」は、50億95百万円（同 118.3%）となりました。これは、株券委託売買金額が9,520億円（同 124.5%）と増加したことにより、株式の委託手数料が50億58百万円（同 119.3%）となったことによるものです。また、受益証券の委託手数料は36百万円（同 54.2%）となりました。

ロ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、47百万円（同 103.5%）となりました。

ハ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

主に投資信託の販売手数料で構成される「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、30億30百万円（同 134.4%）となりました。これは、日本の中小型株式や世界のAI関連企業へ投資する投資信託の販売が好調だったことによるものです。また、「その他の受入手数料」は、ファンドラップ手数料や投資信託の代行手数料の増加等により29億20百万円（同 120.9%）となりました。

受入手数料の商品別内訳は、次のとおりであります。

区分	第72期		第73期 (当事業年度)	
	(28.4.1～29.3.31)	構成比	(29.4.1～30.3.31)	構成比
株券	百万円 4,288	% 47.5	百万円 5,125	% 46.2
債券	20	0.2	4	0.0
受益証券	4,700	52.1	5,948	53.6
その他	14	0.2	15	0.1
合計	9,023	100.0	11,093	100.0

(2) トレーディング損益

当事業年度のトレーディング損益は、株券等が米国株式の売買高の増加により36億89百万円（前期比 279.6%）、債券・為替等は11億7百万円（同 39.3%）となり、合計で47億97百万円（同 115.8%）となりました。

(3) 金融収支

当事業年度の金融収益は、信用取引収益の増加等により2億24百万円（前期比 110.4%）、金融費用は信用取引費用の減少等により71百万円（同 92.7%）で差引収支は1億53百万円（同 121.3%）の利益となりました。

(4) 販売費・一般管理費

当事業年度の販売費・一般管理費は、受入手数料やトレーディング損益などが増加したことに伴い、主に賞与等の人件費が増加したことから、131億25百万円（前期比 106.6%）となりました。

(5) 特別損益

当事業年度の特別利益は投資有価証券売却益が3億9百万円（前事業年度実績 48百万円）となりました。また、特別損失は、金融商品取引責任準備金繰入れ20百万円（同 ー百万円）となり、差引2億89百万円の利益（同 18百万円の損失）となりました。

② 資金調達の状況

増資・社債の発行等による資金調達は実施しておりません。

③ 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は4億76百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・日立支店新築（平成30年1月）

4 対処すべき課題

当社は、3カ年の中期経営計画として、第四次中期経営計画（2016年4月～2019年3月）を2016年4月にスタートしました。第四次中期経営計画では、続く第五次中期経営計画とともに、2015年に策定した「経営ビジョン」の達成を目指しております。

第四次中期経営計画の2年目である2017年度の状況については以下の通りです。

(計数目標)

項目	①平均ROE	②ストック収入による 販管費カバー率※1	③ファンドラップ 預り資産
目 標	8% (2016～2018年度平均)	25%以上 (2018年度)	870億円 (2019年3月末)
2016年度 実 績	2.5%	19.3%	560億円
2017年度 実 績	6.6%	22.0%	716億円

※1 スtock収入による販管費カバー率：投資信託の代行手数料とファンドラップ報酬の合計を販売費・一般管理費で除した比率であり、費用を安定収益でどれだけカバー出来ているかの割合を示します。

- ① ROEについては、国内株式市場の活況を背景に株式委託手数料や、前年度より引続き上昇基調が続いた米国株式を中心としたトレーディング収益、運用の好成績を背景に投資信託の募集・売出手数料が増加しました。しかしながら、第4四半期においては1月からの市況の調整局面を受けて株式委託手数料、トレーディング収益が落ち込んだことにより、2017年度のROEは6.6%と目標とする3年間平均の数値（8%）に届きませんでした。
- ② 販管費カバー率については、ストック収入であるその他受入手数料が、ファンドラップの残高増加に応じてファンドラップ報酬が増加したものの、投資信託において基準価額上昇による配当金の支払いが買付による残高増加を相殺し、2017年度の販管費カバー率は22%となりました。
- ③ ファンドラップ預り資産については、着実な積み上げが奏功し、2018年3月末の預り資産は716億円と前年度末預り資産（560億円）と比較して156億円（+28%）の増加となるなど、最終年度の目標（870億円）達成に向け順調に進捗しています。

(定性目標)

指針となる経営ビジョンが掲げる4つのビジョンについての成果等

1. お客さまからの信頼度No.1の会社

(成果)

- お客さま向けセミナー等によるきめ細かいアフターフォローに取り組めました。
- 手数料の明確化や商品のメリット・デメリットのわかりやすい説明等、お客さま本位の業務運営に取り組めました。
- お客さまに安心してお取引して頂くため、営業員の知識・スキルの向上のための研修を定期的に行いました。

(課題)

- 事務ミス無くす等、お客さま本位の業務運営の更なる向上を目指します。

2. 社員が誇りを持って働き自己実現できる会社

(成果)

- 当社が社員のスキルアップの一環として推進している2級FP資格保有者の割合が89.5%に達しました。
- 女性社員の更なる活躍を目指し、自己の役割の重要性を再確認するための「セルフイノベーション（自己変革）研修」を実施しました。
- 社員からの申告をもとに適性等を勘案し、適材適所、営業施策に沿った人事異動を実施しました。

(課題)

- 女性管理者の比率を増やすため、働きやすく能力を発揮できる体制を目指します。

3. 金融サービスと情報発信で地域社会の発展に貢献する会社

(成果)

- 本社・各営業部店がそれぞれの地域に根差した貢献活動（清掃活動、障がい者支援ボランティア、金融教育支援等）を実施しました。
- スポーツ・文化・地域の発展を支援するため、各種スポンサー・協賛を実施しました。（主な事例：いきいき茨城ゆめ国体・大会2019、水戸ホーリーホック（サッカーJ2）、水戸証券チャレンジフェスティバル（ジュニアサッカー大会）、茨城ロボッツ（バスケットボールB2）、水戸室内管弦楽団、未来サポート制度による支援等）

(課題)

- 地域貢献活動の継続と充実を目指します。

4. ビジネス構造の変革に挑戦し続ける会社

(成果・課題)

- 営業員の営業時間の創出を目指して、全社の業務の効率化、スリム化、コスト削減を推進する「業務改革プロジェクト」を設置しました。営業員のお客さま接触時間を増やすことにより、さらなるサービス向上を目指します。

当社としましては、上記成果を踏まえ、また課題については前向きに検討し、経営ビジョンおよび第四次中期経営計画の達成に向け、施策を推進してまいります。

(その他の課題)

当事業年度は安定的な収益基盤構築を最重要課題と定め、お客さま本位の営業姿勢の徹底を趣旨とした「行動スタイルの変革」を掲げて、株外新規資金の導入に取り組んでまいりました。また市況に鑑み、新興国通貨建て債券やEB債の販売を期中に休止する一方、堅調な米国株式の取次に注力いたしました。その結果、新規資金導入や米国株式の販売に一定の成果を上げることができました。また、当社が従来より主力商品として販売を強化しているファンドラップについても、長期・国際分散投資の啓蒙セミナーや販売後のアフターフォロー等によって、順調に残高を積み上げることができました。

一方、投資信託の残高積み上げについては、基準価額上昇による解約や想定以上の分配金の払出しの影響もあり、純増(分配金控除後)^{*}は微増に止まりました。今後は引続き純増に重きを置く施策により残高積み上げをさらに強化してまいります。

また、中・長期的な課題として、証券会社が将来に向かって成長していくには、新規口座の獲得やお客さまの年齢層の若返りは重要な課題であります。セミナーの開催やキャンペーンの実施、相続財産の取り込みなどを強化し、若い世代の口座数の増大を図ってまいります。今後、証券業界を取り巻く競争環境はさらなる変化が予想されます。そうした変化をいち早く捉え、当社の企業価値拡大に繋がられるような経営を引続き目指してまいります。

なお、当社は昨年6月に「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」を策定・公表し、お客さま最善の利益を追求するため、お客さまニーズに沿ったポートフォリオ等の提案、分かり易い手数料や投資情報の提供、役職員のスキルアップ研修などに取り組んでおります。今後も当社は経営理念に掲げるお客さまにベストを尽くすことや、「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」の実践等により、経営ビジョンに掲げる「お客さまからの信頼度No.1の会社」を目指してまいります。

※純増(分配金控除後)：投資信託の買付金額から解約額と分配金の額を控除したもの

⑤ 財産および損益の状況

区 分	第70期 (26.4.1～27.3.31)	第71期 (27.4.1～28.3.31)	第72期 (28.4.1～29.3.31)	第73期 (当事業年度) (29.4.1～30.3.31)
営 業 収 益 (うち受入手数料)	15,192 百万円 (11,155)	13,223 百万円 (10,158)	13,389 百万円 (9,023)	16,152 百万円 (11,093)
経 常 利 益	3,323	1,444	1,437	3,347
当 期 純 利 益	2,485	1,983	962	2,584
1株当たり当期純利益	34円04銭	27円65銭	13円57銭	36円93銭
総 資 産	68,745 百万円	58,991 百万円	62,759 百万円	68,202 百万円
純 資 産	39,197	37,759	38,026	40,394

(注) 1株当たり当期純利益金額は「役員株式給付信託 (BBT)」および「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産分を控除した期中平均株式数により算定しております。

⑥ 主要な事業内容

(1) 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

金融商品取引所において、お客さまの注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残り

を引き取る条件でお客さまに販売する業務

二. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、お客さまに販売する業務

(2) 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務、私募の取扱業務から成り立っております。

(3) 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託受益証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

(4) 証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

(5) 投資助言業務

投資助言業務は、お客さまとの投資顧問契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関して、口頭、文書その他の方法により助言を行う業務から成り立っております。

(6) 投資運用業務

投資運用業務は、お客さまとの投資一任契約に基づき、金銭その他の財産の運用とその指図を行う業務から成り立っております。

⑦ 営業所の状況

所在地別内訳

本店 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

支店 茨城県 水戸・日立・土浦・
つくば・石岡・取手・
下館・かしま・守谷・
カスタマーセンター

埼玉県 川口・所沢・草加・熊谷・
東松山・鶴ヶ島（営業所）

千葉県 千葉・柏・館山・佐原

神奈川県 秦野・横浜

栃木県 小山・足利

群馬県 高崎

福島県 いわき

⑧ 使用人の状況

区分	使用人数	前期末比 増減	平均年齢	平均勤続 年数
男性	558名	+8名	44.7歳	18.8年
女性	204	+8	38.1	13.6
計または 平均	762	+16	42.9	17.4

(注) 使用人には出向社員1名、歩合外務員9名を含んでおります。

⑨ 主要な借入先および借入額

(1) 短期借入金

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,500
株式会社常陽銀行	900
株式会社武蔵野銀行	300
株式会社筑波銀行	50

(2) 信用取引借入金

借入先	借入金残高
	百万円
日本証券金融株式会社	464

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 194,600,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 70,689,033株
- ③ 当事業年度末の株主数 8,665名（前期比443名減）
- ④ 大株主の状況

上位10名の株主の状況（平成30年3月31日現在）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社野村総合研究所	5,560	7.93
株式会社常陽銀行	3,474	4.95
小林協栄株式会社	3,276	4.67
東洋証券株式会社	2,840	4.05
株式会社みずほ銀行	2,000	2.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,848	2.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,799	2.57
第一生命保険株式会社	1,200	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,167	1.66
株式会社武蔵野銀行	1,167	1.66

(注) 持株比率は、自己株式（「役員株式給付信託（BBT）」および「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産分533,000株を除く567,444株を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成30年1月30日の当社取締役会決議により消却した自己株式

- (1) 消却した株式の種類及び数 普通株式 5,000,000株
- (2) 消却した日 平成30年2月20日

3. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	小林 一彦		東京証券業健康保険組合理事
取締役社長 (代表取締役)	小橋 三男		
取締役副社長	魚津 亨	経営企画部、広報部、法務部、 商品企画部、商品部、法人営業 部管掌	
常務取締役	増田 克夫	人事部、人材育成部、総務部、 システム統括部、事務企画部、 集中事務部管掌	
取締役	阿部 進	監査部、リスク管理部、コンプ ライアンス部、業務指導部、審 査部、投資顧問部管掌	
取締役	石井 克幸	投資情報部、営業第一ブロック、 営業第二ブロック、営業第三ブ ロック、ウェルスマネジメント 部、営業企画部、カスタマーセ ンター、引受部管掌	
社外取締役	鈴木 忠宏		
社外取締役	下釜 光滋		企業年金ビジネスサービス株式 会社代表取締役社長 興銀リース株式会社社外監査役
常勤監査役	猪狩 久夫		静岡東海証券株式会社 社外監査役
常勤監査役	沖村 哲志		
社外監査役	大野 了一		虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士
社外監査役	尾林 雅夫		税理士法人日本橋総合会計 代表社員 佐藤製薬株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役 鈴木忠宏氏、下釜光滋氏は「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
2. 監査役 大野了一氏、尾林雅夫氏は「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。

3. 当社は、取締役 鈴木忠宏氏、下釜光滋氏および監査役 大野一氏、尾林雅夫氏の四氏を、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程第436条の2」に定める独立役員に指名しております。
4. 監査役 猪狩久夫氏、沖村哲志氏は、当社経理・財務部門での業務経験を有しており、財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役 尾林雅夫氏は税理士であることから、財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成30年4月1日付けをもって、次のとおり取締役の担当を変更しております。

地位	氏名	担当
取締役副社長	魚津 亨	経営企画部、財務部、商品企画部、商品部、法人営業部管掌

② 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役 鈴木忠宏氏および下釜光滋氏と社外監査役 大野一氏および尾林雅夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、社外取締役については金7百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 取締役および監査役ごとの報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	11名	251百万円
監査役	4	43
合計	15	294

- (注) 1. 株主総会決議に基づく報酬限度枠(年額)は、取締役400百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)、監査役60百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)、役員株式給付拠出金上限80百万円(平成28年6月24日定時株主総会決議)であります。
2. 上記の取締役報酬等の額には、賞与として支給する予定の額50百万円、および役員株式給付引当金繰入1百万円を含んでおります。

④ 役員報酬等の算定方法に係る決定に関する方針の概要

(1) 決定の方法

当社は「取締役の報酬等に関する基本方針」を定めており、当該方針は指名・報酬委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定しております。

(2) 方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、透明性・客観性が高く、役割・責任・成果に応じたものであり、業績と連動し、中長期的な企業価値の向上に資するものであることとしております。その内容は「基本報酬」、「賞

与] および「株式報酬」で構成され、「基本報酬」は役位に基づく基準の範囲で役割や経験年数等を考慮したものであること、「賞与」は単年度の業績に連動するものであること、「株式報酬」は中長期的な経営指標等の達成度合いに連動するものであることとしております。

4. 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職その他の状況

氏名	重要な兼職その他の状況
下釜 光滋（社外取締役）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 ・興銀リース株式会社 社外監査役
大野 了一（社外監査役）	<ul style="list-style-type: none"> ・虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士
尾林 雅夫（社外監査役）	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士法人日本橋総合会計 代表社員 ・佐藤製菓株式会社 社外監査役

- (注) 1. 企業年金ビジネスサービス株式会社と当社は一切関係がございません。
 2. 興銀リース株式会社は、営業所に設置しているAED（自動体外式除細動器）のリース契約を締結している会社であります。
 3. 虎ノ門南法律事務所は、当社が法律上の助言等に関する顧問契約を締結している弁護士の所属する法律事務所であります。
 4. 税理士法人日本橋総合会計は、当社が税務上の助言等に関する顧問契約を締結している法人であります。
 5. 佐藤製菓株式会社と当社は一切関係がございません。

② 社外役員の主な活動状況

	氏名	主な活動状況
取締役	鈴木 忠 宏	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、証券会社の元経営者として総合的な見地から発言を行っております。
取締役	下 釜 光 滋	平成29年6月の就任後、13回開催した取締役会の全てに出席し、金融機関の現職の経営者として総合的な見地から発言を行っております。
監査役	大 野 了 一	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に出席し、また、監査役会9回の全てに出席し、主に弁護士としての立場から、当社の法的問題につき発言を行っております。
監査役	尾 林 雅 夫	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、監査役会9回の全てにそれぞれ出席し、主に税理士としての立場から、当社の会計処理につき発言を行っております。

③ 社外役員に対する報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	5 名	26 百万円

5. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めて記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から前事業年度の業務実績ならびに当事業年度の監査計画の概要および監査報酬等の見積りの算定根拠等について説明を受け、社内関係部署から同業他社の会計監査人の報酬等の資料を入手し、当該監査計画の内容および報酬等の見積りの妥当性を検証した結果、当該監査計画は相当であり、報酬等の額は妥当との結論に至り、会社法第399条第1項および同条第2項に定める同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、以下に掲げる事項に該当する場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ② 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- ③ 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等を評価し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は次のとおりであります。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針について以下のとおり定めるとともに、内部統制システムの改善・充実に不断の努力を行うものとする。

【取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 取締役会は、法令・定款に基づき「取締役会規程」を制定し、取締役会付議・報告事項等を定め、当該規程に則り会社の業務を決定するとともに取締役の業務執行を監視・監督する。

また、当社は「社外役員の独立性判断基準」を定め、当該基準に基づき社外取締役の候補者を選出する。社外取締役においては、会社経営等の専門家としての外部視点から、業務執行の監督・助言を行うことにより、業務執行の透明性と効率性の向上に資するものとする。

- ② 当社は、「経営理念」、「倫理規程」、「行動規範」、「コンプライアンス方針」を制定し、法令および社会規範の遵守に努めるとともに、内部統制委員会およびコンプライアンス委員会を設置し、内部統制とコンプライアンス体制の強化・充実に努め、その活動内容は定期的に取り締役会および監査役に報告する。
- ③ 当社は、金融商品取引法その他の法令諸規則等の遵守状況を管理し、内部管理体制の強化を図るために、日本証券業協会規則に基づき、内部管理を担当する取締役を内部管理統括責任者に選任する。
- また、執行役員および使用人は社内規則に則り、職制を通じて適正な業務の遂行に努め、規則違反等があった場合は「就業規則」に基づく適正な懲戒処分を実施する。
- ④ 当社は、法令・諸規則上疑義のある役職員の行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度（証券ヘルプライン）を設ける。
- ⑤ 当社は、業務執行部門から独立した監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役、取締役会および監査役に適宜報告する。
- ⑥ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定

するとともに、金融商品取引法等に従い財務報告に係る内部統制を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。

- ⑧ 当社は、「関連当事者取引規則」を制定し、当社と取締役および監査役が取引する場合、当該取引について取締役会が監督し、利益相反が生じることを防止する。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款および取締役会規程、経営会議規程、諸会議・委員会規則、稟議決裁要領等の社内規則に基づき、適切に保存・管理する。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

- ① 「リスク管理規程」、「リスク算定基準」、「リスク算定要領」等の社内規則を定め、金融商品取引法に規定するリスクカテゴリー毎の責任部署ならびに当該リスク算定を検証・統括する部署（リスク管理部）を設置し、リスク管理の状況について代表取締役、取締役会および監査役に定期的に報告する。
- ② 上記の他、オペレーショナルリスク、システムリスク、資金流動性リスク等の業務に付随するリスク管理については、各業務の主管部署がリスクの把握とその未然防止に努めるとともに、リスクを統合的に管理する部署（リスク管

理部) がリスクの現状について分析し、代表取締役、取締役会および監査役に定期的に報告する。

- ③ 当社は「情報セキュリティポリシー」に基づき、所有するすべての情報資産について適切に保護を実施するとともに、お客さま情報については「個人情報保護規程」および「特定個人情報管理規程」を制定し、厳重に管理する。
- ④ 当社は、「危機管理規程」を制定し、災害等の緊急時における事業継続計画 (BCP) を定め、重要な業務を中断させない、または中断しても短期間で再開されるよう対応する。
- ⑤ 内部監査部門 (監査部) は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役、取締役会および監査役に報告する。

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- ① 意思決定・業務執行監督機関である取締役会のもとに経営会議および内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の会議体組織を設置し、具体的な業務執行および内部統制・コンプライアンスに関する決定や取締役会審議事項の先議を行うなど職務執行の効率化を図る。
- ② 執行役員制度を導入し、執行役員の業務執行に係る責任と権限を明確にしたうえで、取締役は業務執行の指揮・監督を行う。
- ③ 定款および社内諸規則に基づく意思決定および「業務分掌・職務権限規程」の定めに基づき、

適正かつ効率的に職務の執行を行う。

- ④ 年度計画および中期計画に基づき、毎期の業務部門毎の予算を設定するとともに、管理会計システムによる月次・半期毎の実績集計とその結果報告を基にしたレビューによる改善・修正をもって業務の効率性を確保する。
- ⑤ 当社は、毎事業年度終了後に、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制】

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役社長は監査役との協議を行い、必要な使用人を配置する。
- ② 当該使用人の独立性を確保するために、当該使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属するものとし、当該使用人の異動・評価・懲戒処分については、監査役の同意を必要とする。
- ③ 監査役は、当該使用人に対し必要な調査、情報収集の権限を付与することにより監査役の指示の実効性を確保する。

【監査役への報告に関する体制】

- ① 取締役、執行役員および使用人は、会社の業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実を直ちに監査役に報告しなければならない。

- ② 監査役は、必要に応じて会計監査人、取締役、執行役員および使用人に、業務執行状況について報告を求めることとする。
- ③ 当社は、社内規則に基づき、監査役へ報告を行った取締役、執行役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

【監査役職務の執行において生ずる費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項】

- ① 当社は、監査役通常監査の費用は、会社の事業計画および監査役監査計画に応じて毎年予算を計上することとする。
- ② 当社は、監査役が監査実施のために必要に応じて社外の専門家を利用したことにより生じた

費用について、前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するとともに、監査方針および監査計画ならびに監査実施状況および結果について適宜説明することとする。
- ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うこととする。

7. 内部統制システム等の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は次のとおりであります。

【内部統制システムの運用状況の概要】

当社は、内部統制システムの整備・運用状況の評価を各担当部門および監査部が定期的を実施し、業務改善を継続的に行うことで内部統制システムの充実を図っております。

【取締役、執行役員および使用人の職務執行における法令および定款への適合性確保に関する取り組みの状況】

- ① 当社は、取締役会を毎月1回、その他必要に応じて開催し、「取締役会規程」に則り会社の業務または業績に重要な影響を与える事項を決定するほか、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督しております。また、

社外取締役が取締役会等を通じて積極的に発言する機会を設けることで、管理監督機能を強化しております。

- ② 当社は、コンプライアンス委員会および内部統制委員会を毎月開催し、法令および社会規範の遵守ならびに内部統制の体制強化に努め、その状況を取締役会および監査役に報告しております。
- ③ 監査役は、取締役会、経営会議等社内の重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を実施しております。
- ④ 監査部は、本社各部ならびに営業部店の全店監査を実施し、内部統制の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制の調査検証を行っております。また、監査実施後のフォローアップにより違反行為の再発防止に努めております。
- ⑤ 内部通報制度は、証券ヘルプラインを通じて行われ、通報については十分な調査、検討のうえ適切に処理しております。
- ⑥ 新規の口座開設の際は、日本証券業協会の反社情報照会システムを活用した反社会的勢力チェックを実施しております。また、新たに外部委託先と契約する際は、反社会的勢力排除条項の契約書への記載や覚書の締結を必須としているほか、外部専門機関との情報交換を継続的に行っております。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する取組みの状況】

取締役会の資料および議事録は、法令・定款および各種規程に従い、適切に保存・管理しております。

【損失の危険の管理に関する取組みの状況】

- ① 当社は、リスク管理規程等を定め、同規程等に従ってリスク管理体制を構築しております。
- ② 当社は、経営企画部、商品部が算定した自己資本規制比率をリスク管理部が検証し、取締役会に報告しております。
- ③ 当社は、オペレーショナルリスク、システムリスク、資金流動性リスクを定期的に点検し、取締役会に報告しております。
- ④ 当社は、事業継続計画に基づき、緊急事態の発生を想定した訓練を実施しております。

【取締役の職務執行の効率性確保に関する取組みの状況】

社外取締役2名を含む8名の取締役で構成される取締役会は計18回開催され、社外監査役2名を含む4名の監査役も出席しました。また、より多くの時間を戦略的な議論にあてられるよう、議案の絞り込み、添付資料の削減など運営方法の見直しを図っております。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確にするために執行役員を置き、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

【監査役職務を補助すべき使用人に関する取組みの状況】

当社は、監査役職務補助のため、監査役補助者として監査部より1名（兼務）を配置しております。当該補助者に対する指揮命令権は、監査役に帰属するものとし、その人事については、監査役の同意を必要としております。

【監査役への報告に関する取組みの状況】

当社の業務または財務の状況に重大な影響を及ぼす恐れのある事態については、取締役、監査役に報告しております。なお、当該報告を行った者が報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

【監査役職務の執行において生ずる費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理に関する取組みの状況】

当事業年度の監査役通常監査の費用は、会社の事業計画や監査役監査計画に応じて予算計上され、処理されております。

【監査役監査の実効性確保に関する取組みの状況】

監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、計9回開催されました。監査役は、取締役会、経営会議ならびにその他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等から必要な情報を得るほか、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。また、代表取締役およびその他の取締役、会計監査人との間で意見交換を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

▶ 計算書類

貸借対照表 平成30年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		金額
科目		
(資産の部)		
流動資産		50,751
現金・預金		20,387
預託金		14,611
トレーディング商品		288
商品有価証券等		285
デリバティブ取引		3
約定見返勘定		95
信用取引資産		12,379
信用取引貸付金		12,087
信用取引借証券担保金		292
立替金		53
募集等払込金		2,000
短期貸付金		18
前払費用		74
未収入金		0
未収収		483
繰延税金資産		350
その他の流動資産		7
固定資産		17,450
有形固定資産		3,772
建物		2,044
器具備		306
土地		1,373
リース資産		10
その他の		38
無形固定資産		150
電話加入権		51
ソフトウェア		98
投資その他の資産		13,527
投資有価証券		12,714
出資		5
長期貸付金		10
長期差入保証金		784
その他の		30
貸倒引当金		△17
資産合計		68,202

負債・純資産の部		金額
科目		
(負債の部)		
流動負債		22,503
信用取引負債		860
信用取引借入金		464
信用取引貸証券受入金		396
預受入り		15,646
短期借入金		775
繰上り借入金		2,750
未払金		6
未払費用		282
未払法人税等		497
賞与引当金		909
その他の流動負債		771
固定負債		5,207
長期未払金		2
繰上り未払金		343
繰上り繰延税金負債		4
退職給付引当金		1,999
従業員株式給付引当金		2,429
役員株式給付引当金		77
資産除去債務		1
その他の固定負債		336
特別法上の準備金		14
金融商品取引責任準備金		98
負債合計		27,808
(純資産の部)		
株主資本		35,153
資本金		12,272
資本剰余金		6,264
資本準備金		4,294
その他の資本剰余金		1,969
利益剰余金		16,968
その他利益剰余金		16,968
別途積立金		7,247
繰越利益剰余金		9,720
自己株		△351
評価・換算差額等		5,240
その他有価証券評価差額金		5,240
純資産合計		40,394
負債・純資産合計		68,202

損益計算書 自平成29年4月1日 至平成30年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		16,152
受 入 手 数 料		11,093
委 託 手 数 料	5,095	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	47	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	3,030	
そ の 他 の 受 入 手 数 料	2,920	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		4,797
金 融 収 益		224
信 用 取 引 収 益	161	
受 取 債 券 利 子	39	
受 取 利 息	22	
そ の 他 の 金 融 収 益	0	
そ の 他 の 営 業 収 益		37
金 融 費 用		71
信 用 取 引 費 用	32	
支 払 利 息 用	38	
そ の 他 の 金 融 費 用	0	
純 営 業 収 益		16,081
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		13,125
営 業 利 益		2,955
営 業 外 収 益		404
受 取 配 当 金	250	
雑 収 入	154	
営 業 外 費 用		13
雑 損 失	13	
経 常 利 益		3,347
特 別 利 益		309
投 資 有 価 証 券 売 却 益	309	
特 別 損 失		20
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	20	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,636
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,112	
法 人 税 等 調 整 額	△61	
当 期 純 利 益		2,584

▶ 監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

水戸証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 大 介 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、水戸証券株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および支店において業務および財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等および有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

水戸証券株式会社 監査役会

常勤監査役	猪	狩	久	夫	㊟
常勤監査役	冲	村	哲	志	㊟
社外監査役	大	野	了	一	㊟
社外監査役	尾	林	雅	夫	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

当社水戸支店 7階会議室

茨城県水戸市南町二丁目6番10号



最寄駅

JR水戸駅下車北口より徒歩約15分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを
使用しています。